

復興大臣
土屋品子様

双葉地方の復興・再生に向けた要望

令和5年11月16日

双葉地方町村会
会長 篠木 弘

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により双葉地方が全町村避難となってから、12年半が経過しました。

本年6月の福島復興再生特別措置法の改正により、新たに設けられた特定帰還居住区域について、今般、双葉、大熊両町から申請のあった特定帰還居住区域復興再生計画が認定されましたことは、帰還困難区域の特定復興再生拠点区域外の避難指示解除に向けての重要な一步であると考えております。

また、本年4月に浪江町に設立された福島国際研究教育機構（F-REI）につきましては、理事長を先頭に地元自治体との座談会やトップセミナーの開催など精力的に活動されており、双葉地方の創造的復興の中核拠点としての期待が益々高まっております。

しかしながら、双葉地方の復興は、未だ緒に就いたばかりであり、帰還人口も震災前の2～3割程度と、真の復興に向けての道のりはまだまだ険しいものがあります。

さらに、8月から始まったALPS処理水の放出や福島第一原子力発電所の廃炉作業には30年～40年が必要と言われており、第2期復興・創生期間以降においても安心して復興を進めることができるよう十分な財源の確保と復興を支える制度の継続をお願いします。

かつての自然豊かで暮らしやすい「ふるさと双葉」を取り戻し、各地で避難生活を送る住民や将来を担う子どもたちが夢や希望に満ち溢れ、双葉地方に誇りを持てるよう、引き続き双葉地方の復興・再生が成し遂げられるまで、国の責務として対応いただけますよう次のとおり要望いたします。

1 避難地域の復興の実現

【内閣府、復興庁、総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、
厚生労働省、環境省】

東日本大震災及び原子力発電所事故から12年半が経過し、双葉地方の復興は着実に前に進んでいるものの、真の復興が成し遂げられるまでには、まだまだ時間と様々な取組が必要である。

双葉地方は、町村ごとに復興のステージが異なり、それぞれの置かれた事情や抱える課題は様々であるなど、多様な課題に対し適宜適切な対応が求められるため、第2期復興・創生期間以降においても、国が前面に立ち、果たすべき責任をしっかりと果たすという決意の下、中長期的に双葉地方の復興を推進し、双葉地方の明るい未来が開かれるよう、引き続き、次の事項の支援等を行うこと。

(1) 復興・再生に向けた取組の加速化

国は、第2期復興・創生期間以降においても、復興のステージが異なる各町村で生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応しつつ、本格的な復興・再生に向けた取組を加速化させること、各種支援を充実させること。

(2) 中長期にわたる財源の確保

国は、復興が成し遂げられるまで、震災復興特別交付税措置及び普通交付税の人口特例の継続並びに福島再生加速化交付金、被災者支援総合交付金、福島生活環境整備・帰還再生加速事業、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金等の予算を中長期的に確保するとともに弾力的な運用を行うこと。

(3) 被災地に寄り添った支援策等の構築

国は、積極的に当地方に足を運び、復興の現状を直に確認するとともに、地域住民の意見や要望等に耳を傾け、新たな課題やニーズにも対応できるよう、被災地の思いに寄り添った支援策等を構築すること。

2 避難地域の復興に必要な財源の確保

【内閣府、復興庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

(1) 震災復興特別交付税措置の継続

国は、令和6年度以降も復旧・復興事業が終了するまでの期間、復興の進捗により生じる新たな課題への対応を含む復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、直轄・補助事業に係る地方負担分、補助対象とならない地方単独事業の負担分、さらには、地方税等の減収分や震災対応のための職員採用等に係る人件費等について、引き続き、震災復興特別交付税により確実に措置すること。

(2) 福島再生加速化交付金等の予算確保等

国は、復興の加速化を目的とする生活環境向上等対策（帰還・移住等環境整備交付金）、長期避難者の生活拠点整備（コミュニティ復活交付金）、子育て世帯の帰還・定住支援（子ども元気復活交付金）等を推進する福島再生加速化交付金について、長期的かつ十分な予算を確保すること。

また、昨年から本年にかけて、特定復興再生拠点区域の避難指示が解除されたばかりの町村では、ようやく復興のスタートラインに立ったところであり、これを踏まえて、復興拠点施設の整備に対する支援の継続等十分な財政措置を行い、一層の機能強化を図ること。

さらに、帰還・移住等環境整備交付金については、復興や住民帰還の進捗に伴って生じる新たな課題等に対応できるよう措置を講じること。

- ① 「移住・定住促進事業」については、12市町村が創意工夫し、地域の魅力を最大限引き出しながら講じる取組を支援するものであることから、移住・定住促進事業を効果的に進めるために定めた中期戦略に基づく事業については、自治体の自主性を尊重し、対象事業を幅広く認めること。
- ② 現在制度化されている交付金対象事業は、自治体が提案した事業に交付金を活用することができない状況もあるため、各自治体の判断を尊重し、必要な支援を柔軟に行うこと。

(3) 復興関連税制の延長

国は、避難指示解除区域等内において、帰還・移住等環境整備推進法人に対して土地等を譲渡した場合又はその管理を委託した場合において、帰還移住等環境整備推進法人等の登録免許税、不動産取得税、固定資産税及び都市計画税を軽減する特例措置を延長すること。

3 A L P S 処理水の取扱い及び社会的な影響への対応 【内閣官房、内閣府、消費者庁、復興庁、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、観光庁、環境省、原子力規制庁】

(1) 国民に対する説明及び正確な情報発信

国は、A L P S 処理水の取扱いについて、双葉地方の住民はもとより県民及び国民に対して丁寧な説明を行い十分な理解が得られるよう、説明責任を果たすとともに、国内外に対し科学的根拠に基づく正確な情報を分かりやすくかつ繰り返し発信すること。

(2) 安全性を担保した浄化処理及び海洋放出の確実な実施

国は、タンクに保管されている水の浄化処理及び海洋放出について、双葉地方の住民を始め、国内外の人々が安心感を得られるよう、東京電力に対し、引き続き緊張感を持って、安全性を担保した確実な実施を行うよう指導するとともに、地域関係者等の立ち合いや第三者機関による環境モニタリングの実施など客観性・透明性及び信頼性の高い安全対策を講じ、I A E Aによる安全性の検証を定期的に実施すること。

また処理水の元となる汚染水の発生量については、多くの知見などを活用し、さらなる抑制対策を講じるよう、東京電力を指導すること。

(3) 万全な風評対策

国は、双葉地方の復興の妨げとなる新たな風評を絶対発生させないという強い決意の下、前面に立って、責任をもって万全の対策を講じること。

(4) 事業者への支援及びセーフティネットの構築

処理水の取扱いは30年という長期に及ぶことから、国は、農林水産事業者などが安心して事業を営み、生業として継続できるよう対策強化に取り組むとともに、対策の実施状況や効果を確認しながら支援内容の検証に取り組み、必要な対策を講じること。

さらに、こうした対策を講じても風評被害が発生する場合は、事業者の生活を守るとともに、東京電力に対し確実な賠償を行うように指導するなど、事業者に寄り添い、国が最後まで責任をもって対応すること。

4 帰還困難区域の特定復興再生拠点区域外の対応 【内閣府、農林水産省、経済産業省、復興庁、環境省】

(1) 特定復興再生拠点区域外の方針

国は、令和3年8月に示された政府方針に基づき取組を進めるとともに、引き続き地域住民に寄り添い、地域の声に耳を傾け、帰還困難区域すべての避難指示解除に向けた取り組みをより一層加速化させ、復興・再生に最後まで責任をもって取り組むこと。

また、本年6月、福島復興再生特別措置法の改正により創設された特定帰還居住区域について、今後各町村で策定される特定帰還居住区域復興再生計画を早期に認定し、帰還意向のあるすべての住民が一日も早く帰還できるよう責任をもって取り組むこと。

なお、当該計画の策定に当たっては、帰還にあわせた営農の考え方について早期に方針を示すとともに、当該区域の解除に向けて、農地はもちろんのこと、営農に不可欠な水路等も含めた農村地域としての面的な除染についても計画的に取り組むこと。

(2) 除染・家屋解体等の実施

特定復興再生拠点区域外の家屋等については、荒廃が日を追うごとに進んでおり、家屋火災等が発生する恐れがあるなど、現状のまま放置できない状況となっている。

国は、除染・家屋解体及び除草・伐木等の荒廃抑制対策を早急に実施するとともに、放置された車両の処分についても、国が官報告示等により撤去可能にするなど、具体的な対策を早急に検討すること。

(3) 帰還困難区域等の除染

国は、今般、特定帰還居住区域復興再生計画が認定された双葉、大熊両町の区域内については、できる限り早期に除染等に着手するとともに、避難指示区域の除染等について、地元自治体の実情に配慮しながら、フォローアップ除染を確実に実施すること。

また、特定復興再生拠点区域外の除染等については、住民の帰還に関する意向を個別に丁寧に把握したうえで、安心して生活できるよう十分な除染を行うとともに、帰還意向のない住民の土地や家屋等の扱いについても、町村等の意向を十分にくみ取り、早

急に方針を出すこと。

さらに、インフラ整備に伴い発生する土壤等が高線量のため処理・処分に支障をきたしていることから、双葉地方の復興の妨げとならないよう、国が主体的に責任をもって、事前に除染するなど、確実かつ速やかに処理・処分するために必要な対応を講じること。

(4) 特定復興再生拠点区域外の被災者生活支援

国は、帰還意欲の向上を図るため、特定復興再生拠点区域外の住宅に関する被災者生活再建支援金制度を弾力的に運用するなど、特定復興再生拠点区域外の住民を対象として当面の被災者生活支援対策にしっかりと取り組むこと。

また、避難指示等が先行解除された地域の住民に講じられたものと同様の支援を行うとともに、固定資産税や国民健康保険税、医療費の負担等における取り扱いに不公平が生じないよう各町村に対する財源の補填等を行うこと。

5 原子力発電所事故の収束と住民への迅速かつ正確な情報提供
【内閣府、復興庁、経済産業省、資源エネルギー庁、
原子力規制委員会、原子力規制庁】

(1) 福島第一原子力発電所の収束及び廃炉作業の着実な実施

双葉地方の地域の安全・安心な生活環境を確保するため、原子力政策を推進してきた国の責任において、福島第一原子力発電所の事故の収束作業と廃炉に向けた取組を安全かつ着実に進めること。

また、1号機におけるペデスタイルの損傷については、速やかにその耐震性・健全性の評価を実施するとともに、分かりやすい情報発信を行い住民の不安解消に努めるよう東京電力を指導・監督すること。

(2) 放射性廃棄物の処分

原子力政策を推進してきた国の責任において、使用済燃料や燃料デブリを含む放射性廃棄物の処分方法の議論を進め、県外において適切に処分すること。

(3) 福島第二原子力発電所の廃炉作業の実施

原子力政策を推進してきた国の責任において、福島第二原子力発電所の廃炉作業が安全かつ着実に進められるよう、東京電力に対する指導・監督などに万全を期すとともに、使用済燃料については、処分方法の議論を進め、県外において適切に処分すること。

(4) 東京電力への指導・監督

廃炉・汚染水・処理水対策は長期間にわたる取組が必要であり、地域住民や国民の理解が極めて重要であるにも関わらず、東京電力によるトラブルに、地域住民の不安と不信が高まっている。

国においては、東京電力に対し、安全・安心の確保を基本姿勢とした厳格な指導・監督を徹底するとともに、住民の不安が軽減されるよう適時適切な情報提供を行わせること。

6 福島国際研究教育機構の整備と研究タウンまちづくりの推進 【復興庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省】

(1) 機構の取り組み

国は、原子力災害により、極めて厳しい状況におかれている双葉地方が30年、40年後も持続的に発展を成し遂げられるよう、これまでの政策で成し得なかった大胆な取組を行い、日本における「究極の地方創生モデル」を目指すとともに、我が国の科学技術・産業競争力を牽引し、「世界レベルの国際研究教育機構」となれるよう整備促進を図ること。

(2) 機構の長期・安定的な運営体制

国は、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を実現するため、世界レベルの拠点にふさわしい長期的・安定的な組織体制と財政基盤の構築を図り、恒久的な組織運営に努めること。

(3) 機構の役割

国は、研究分野について、世界トップクラスの研究者に強いインパクトを与えるようなテーマを取り上げるとともに、特に「福島ならでは」の研究分野を整備し、日本国内のみならず世界へ発信すること。

また、国際的学会の開催など、研究者や企業等の活発な研究や交流活動を促進・支援する機能を充実させ、国際コンベンション機会創出の拠点としても整備すること。

さらに、ベンチャー企業を核とした地域発展が実現できるよう、先端技術を中心とした実用化重視の研究開発を行って、機構発のベンチャー企業等を創出するとともに、当該ベンチャー企業と地元企業との連携を促進する仕組みを構築し、地域の雇用創出や定住人口の増大等を推進すること。

加えて、産業人材・研究人材・地域人材を育成するため、ふたば未来学園等の地元高校生のみならず、小中学生も含めたシームレスな形での地域連携を図りながら、県内外の人材育成へつながる仕組みを構築するとともに、地元企業や進出企業、教育関係者、金融界及び地域づくり団体などの異業種交流の機会を創出し、新たな地域連携の形を構築するなど、教育機能の充実を図ること。また、これらを実現するため、小中学生や高校生の目標となる高等教育機関として大学院大学等の設置について検討

すること。

(4) 機構の整備

「世界に冠たる創造的復興の中核拠点」、「世界レベルの研究施設」「世界トップクラスの研究者が集う」等、最先端の研究施設にふさわしい研究教育環境を整えることはもとより、交流活動などの多様な目的にも対応可能な施設とする必要があり、さらには利便性の優れた快適な内部空間、世界レベルの拠点にふさわしい景観を備えた外部空間となるよう配慮する必要があることから、国においては、幅広い視点を持って整備を進めること。

また、将来の拡張も意識した施設計画にするとともに、地域と一体となってコミュニティを形成していく開放的な施設計画となるよう長期ビジョンのデザインを描き基本計画を作成すること。

さらに、施設整備に必要な財源については、確実に確保すること。

(5) 研究タウンまちづくりの推進

福島国際研究教育機構が「復興の中核拠点」として機能を発揮し「福島・国際研究産業都市」の形成が図られることはもとより、その活動を支える500人とも言われる研究者やその家族などを受け入れる「研究タウン」の形成が必要であるため、国は、インフラ整備のみならず、広域的観点を持ち、生活環境も考慮した「研究タウン」の形成を図ること。

なお、「研究タウン」の形成においては、復興まちづくりのモデルとなるよう、国・県・地域町村が連携し、一体となって取り組む必要があることから、国において、その仕組みを構築すること。

また、医療・教育・文化・教養等豊かで快適な生活環境であることは、研究者の意欲の維持・向上はもとより、家族が安心して住み、暮らすことにもつながる重要な要素であり、早期整備が求められるものの、一方で、短期間で整備できるものではないことから、中・長期的に取り組んでいくために必要な財源を国において確実に確保すること。

さらには、研究者や企業等が国際交流活動を行うことや国際会議等の開催が実現できるよう、多言語に対応した商業施設や宿泊施設などの環境整備、利便性の高いアクセスを確保する交

通環境等の整備に加え、最先端の情報通信環境の整備によるスマートシティ機能を具備した都市の形成を図るなど、国内外の関係者が魅力を感じる地域づくり、復興まちづくりに取り組むこと。

7 中間貯蔵施設及び最終処分場等の確保・安全管理 【復興庁、国土交通省、環境省】

(1) 中間貯蔵施設の安全管理

国は、中間貯蔵施設への全ての除去土壌等の搬入が完了するまで、安全安心を確保した輸送の実施に万全を期すこと。

また、中間貯蔵施設の安全管理を徹底し、施設の運営を確実に行うなど、引き続き周辺対策に万全を期すこと。

(2) 県外最終処分に向けた取組の加速化

国は、法律で定められた2045年までの県外最終処分に向けた処分場の構造や規模等の具体的な検討を加速化させること。

また、全国民的な理解醸成をさらに加速させるとともに、最終処分地の選定等の具体的な方針・工程等を早期に明示すること。

8 避難地域の鳥獣被害対策【復興庁、農林水産省、環境省】

(1) 生活環境整備に向けた鳥獣被害対策の推進

帰還困難区域を中心としてイノシシ等の野生鳥獣による被害を防止するため、国は、福島生活環境整備・帰還再生加速事業について、引き続き、必要な予算の確保を行うとともに、地域事業・現場状況を踏まえ、柔軟な運用と十分な支援を行うこと。

(2) 農作物被害防止のための取組への支援

イノシシ等の野生鳥獣による農作物被害を防止するため、国は、鳥獣被害防止総合対策交付金について、引き続き、必要な対策が講じられるよう予算の確保を行うとともに、農作物の栽培期間に適切な対策が実施できるよう現場状況に応じた柔軟な運用を図ること。

9 復興に向けた人員の確保【復興庁、総務省】

復旧・復興業務で多忙な町村職員を支援するため、任期付き職員の採用や応援職員の受け入れなど、様々な形で支援がなされているところであるが、原子力災害という特殊性により、今後とも長期的に対応を求められるものであることから、国は、職員派遣等を継続するなど、中長期的に支援を行うこと。

特に、土木・建築系の技術職の職員が不足していることから、技術系職員の派遣に取り組むこと。

また、派遣職員の受け入れ経費や震災対応のために職員の採用を行った場合の人件費等の経費については、復旧・復興事業が終了するまでの期間、引き続き、全額を震災復興特別交付税により措置すること。

10 福島イノベーション・コスト構想の着実な実現

【内閣府、復興庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、観光庁、環境省】

(1) 福島イノベーション・コスト構想の推進

福島イノベーション・コスト構想は、浜通り、特に東日本大震災及び原子力災害により産業基盤が失われた双葉地方の産業や雇用の創出に大いに資するものであることから、国は、関連事業を含め、より一層の充実を図るとともに、本構想の推進や体制の強化に必要な予算の確保を図ること。

また、公益財団法人福島イノベーション・コスト構想推進機構が主要な実施主体として位置付けられているが、本構想は国家プロジェクトであるため、関係省庁が連携し、体制強化などに積極的に取り組むとともに、国と県が連携しながら構想の具体化を推進すること。

(2) 福島国際研究教育機構との連携

福島国際研究教育機構が創造的復興の中核拠点としての機能を発揮し、研究開発の推進、企業誘致と産業連携による成長産業の集積、新産業の創出、交流人口や定住人口の拡大等が進むものと期待されるところであり、双葉地方の復興再生の更なる進展に向けて本構想とも連携しながら事業展開を図ること。

(3) 地元企業の参加促進

国においては、東日本大震災及び原子力災害からの復興・再生や地域経済の発展のため、特に廃炉作業について、作業を分解して発注するなど地元企業が受注しやすい発注体制を整備するよう指導・監督し、地元企業の参加を促進すること。

また、福島イノベーション・コスト構想の実現や産業集積拡大に伴う地域発展へつながる展開に地元企業等が参画できる環境づくりを進めること。

(4) 企業誘致等を通じた産業集積の加速化

東日本大震災及び原子力災害により甚大な被害を受けた双葉地方の復興・再生を実現するためには、企業誘致を通じた産業集積を加速化し、大震災前以上の経済産業活動の活性化と持続的な産業発展につなげていく必要がある。

このため、国は、企業誘致補助金の継続を始め、実用化開発や企業誘致を大胆に加速するための支援や地元企業と地域外企業とのマッチングの促進、実用化開発プロジェクト等の加速化促進、中小企業者への知的財産の活用に関する支援などを実施するとともに、必要な予算を十分に確保すること。

特に、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金（自立補助金）は、企業誘致による「働く場」を確保するための有用な支援ツールであり、引き続き、十分かつ長期にわたる適切な制度の維持及び財源の確保を行うこと。

また、双葉地方で事業を再開する事業者や新たに進出する新規事業者にとって、雇用確保は企業活動に必要不可欠な重要な課題であることから、人材確保と必要な財源確保等について、第2期復興創生期間以降も継続的に支援を図ること。

(5) 移住・定住・交流人口の拡大及び生活環境の整備促進

本構想に掲げる各拠点の活用や産業集積が、より一層促進が図られるためには、交流人口の拡大や移住・定住促進の取組はもちろんのこと、拠点従事者や国内外からの訪問者に対する交流活動を支援する環境や生活環境、交通環境の整備・確保が重要である。

このため、国は、必要な予算を中長期的に継続して確保し、整備促進に努めること。

また、移住・定住を促進するため、新産業による雇用の創出はもとより、充実した教育環境、安心して生活できる医療体制、子育て世帯・単身生活者・高齢者・お試し移住者などからの様々なニーズに対応した住まい環境・コミュニティづくりなど、魅力あるまちづくりの支援を行うこと。

また二地域居住しやすい制度の構築、各町村で実施する移住促進事業への支援、高速交通ネットワークの整備、あらゆるソースを活用した情報発信の強化や推進体制の強化等多様なニーズに対応した施策展開を図ること。

(6) デジタル社会の実現

双葉地方の移住・定住を促進するためには、テレワークやリモート会議などに対応できる安定した通信環境が必要であるが、双葉地方の中山間地域では通信整備が不十分な状況であるため、国は、光ファイバー網の高度化に対する支援制度を拡充するなど、通信インフラ整備に係る支援を行うこと。

また、自治体DXを推進するため、「自治体DX推進計画」に基づく業務システムの改修等に加え、標準化対象外の業務システムの共同利用やクラウド化など、デジタル産業の育成等デジタル・イノベーション地域としての取組を図ること。

(7) カーボンニュートラル等への支援

双葉地方では「ゼロカーボンシティ宣言」をしている自治体が多くあり、再生可能エネルギーの導入や福島水素エネルギー研究フィールドを拠点に水素社会実現に向けたモデル構築などに取り組んでいる。この地域が国内で先進的な脱炭素社会を構築するためにも、国は、新エネルギー供給基地化やカーボンニュートラルに取り組む自治体への積極的な支援を行うとともに、必要な予算を確保すること。

11 「福島 1・2 市町村の将来像」を踏まえた復興の実現

【内閣府、復興庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省、観光庁、環境省】

「福島 1・2 市町村の将来像に関する有識者検討会提言」を踏まえ、双葉地方が 30 年、40 年後も持続的に発展していくよう、引き続き、次の取組を行うこと。

(1) 1・2 市町村将来像のロードマップの作成と実現化の推進体制の構築

福島 1・2 市町村の将来像に関する有識者検討会提言を「夢物語」で終わらせることのないよう、国は、本提言実現のためのロードマップを示すこと。

さらに、本提言の実現には 30 年、40 年と長期にわたることから、施策展開を図るためのフォローアップを継続できる推進体制を構築するとともに、推進に必要な財源を長期的に確保すること。

12 双葉地方の地域医療提供体制等の再構築【復興庁、厚生労働省】

(1) 医療提供体制の確保のための財政支援

現在、県においては、双葉地方の中核的病院についての具体的な検討が進められているが、今後、旧大野病院の解体や新たな病院棟の建設が予定されているなど、早期開院に向け、取組が加速されると思われる。

こうした状況から、国は、避難指示解除後の住民帰還が進まない中で、医療機関の再開又は新規開業の後押しができるような支援制度等に対する財源を十分に確保すること。

また、医療人材確保、専門医療（人工透析や特定の診療科等）の確保など双葉地方の医療提供体制の再構築に向けて中長期的に取り組むために必要となる財源を、引き続き、安定的かつ十分に確保するとともに、地域医療再生基金の活用については、引き続き、この地方の実情に応じた柔軟な対応を認めること。

(2) 介護サービスに係る財源措置

双葉地方の避難指示解除地域では、高齢者の割合が高い状況にあり、深刻な介護人材不足により必要な介護サービスの提供が難しいことから、国は、次の事業について、引き続き、十分な財源措置を行うこと。

- ① 被災地における福祉・介護人材確保事業における研修受講費、就職準備金の貸与及び住まいの確保支援
- ② 全国の社会福祉法人等からの応援職員に対する給与差、赴任、通勤等に係る経費の支援
- ③ 経営環境が整うまでの緊急措置として、介護保険施設や訪問介護事業所等に対する運営費の支援

また双葉地方の避難指示区域等では、深刻な介護人材不足のため福祉施設の再開新設が厳しい状況であることから、介護人材の確保の支援を図ること。

13 避難者に係る保険料等の支援の見直し 【復興庁、厚生労働省】

いまだ多くの住民が、県内外で避難生活を余儀なくされており、避難生活が長期化している。

避難生活の長期化が、避難者的心身に様々な影響を及ぼしており、帰還後においても震災前から激変した生活環境などから医療機関等の利用が増加傾向にある。

避難者に係る保険料等の減免制度については、先般、国から見直しの方針が示されたところであり、今後はこの方針を踏まえ、地域住民に寄り添いながら丁寧な対応を行うこと。

なお、双葉地方の町村では、要介護者の増加に伴う給付費の急激な伸びは落ち着きつつあるものの、依然高止まりしており、介護保険財政が悪化していることから、特別調整交付金の増額や介護保険財政安定運営のための新たな交付金制度の創設等、国による財政支援措置を講じること。

14 双葉地方の教育環境の整備・充実

【復興庁、総務省、経済産業省、文部科学省】

(1) 学校への支援

東日本大震災及び原子力災害から12年が経過した今もなお、厳しい環境での学校運営を余儀なくされており、特に地元での学校再開を目指す双葉町を始め、子どもたちが著しく減少した双葉地方の学校に対し、国は、中長期的にハード・ソフト両面の支援を行うこと。

(2) 魅力的で安心して学べる教育環境の創出

持続的な地域づくりには、将来を担う子どもたちの存在が不可欠であり、ふるさとに根ざした魅力ある学校教育が必要である。

このため、国は、幼小一貫等を含めた学校間ネットワークによる教育連携、先端的かつ魅力的な教育システムの形成、A I を活用し学びの個別最適化を図るE d T e c h 教育の導入推進、S T E A M（学際研究化）教育の充実、初等教育から高等教育までつながるボーダーレス環境を創出する魅力ある教育環境づくり等に努めること。

また、少人数学級だからこそ可能となる特色ある先端的教育システムの導入や複数校での連携ネットワーク構築により、双葉地方ならではの魅力ある教育環境の創出を図ること。

さらに、心のケアや学習指導等きめ細い支援により、安心して学べる教育環境づくりに取り組むため、教職員の加配やスクールカウンセラーの配置、就学支援等を継続すること。

(3) 高等教育機関の設置検討

福島イノベーション・コスト構想の具現化など、双葉地方が着実に復興の歩みを進めるためには、専門性の高い大学(院)等の高等教育機関を誘致し、多くの人材を育成していくことが必要である。

福島浜通り地域の国際教育研究拠点に関する有識者会議の「国際教育研究拠点に関する最終とりまとめ」の中で、「将来的な大学(院)設置を検討していく」と取りまとめられたことから、国は、これを実現し、双葉地方の教育環境の整備・充実を図ること。

15 復興祈念公園の早期整備

【復興庁、総務省、経済産業省、文部科学省】

東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂を始め、震災の記憶と教訓を後世へ伝承するとともに、国内外に向けて復興に対する強い意志を発信するため、国営追悼・祈念施設と一体的に整備する復興祈念公園については、早期整備が望まれることから、国は、福島県に対し全面的な財政支援を講じ、交流発信拠点として早期整備の進展を図ること。

16 広域事業への支援

【復興庁、総務省、環境省、厚生労働省】

(1) 双葉地方の生活インフラ整備への支援

双葉郡8町村で構成する双葉地方広域市町村圏組合（一部事務組合）が管理運営する南部衛生センターは、双葉郡内で発生するごみを収集運搬、処理処分、再生利用しており、住民生活及び復興事業を支える基盤となる施設である。

双葉地方の復興が進む中で、住民帰還や移住定住の促進、新たな事業へ参画する企業等の増加など、今後は更に、ごみの排出量の増加が見込まれることから、令和3年度から令和6年度を工期として南部衛生センター施設の更新を進めている。

しかしながら、昨今の原油価格・物価高騰の影響を受け、施設整備に係る建築資材やプラント整備に係る油脂製品、現場管理経費などが高騰し、工事経費の増額は避けられない状況となっており、財政運営の安定を揺るがしかねない状況であることから、国は、循環型社会形成推進地域交付金や震災復興特別交付税の適用について、柔軟な対応をとること。

(2) 福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業の継続

福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業は、双葉地方広域市町村圏組合において受託・実施しているところであるが、双葉地方の復興状況を県内外に広く情報発信するとともに、帰還促進や移住定住を促進させるために重要な事業であり、また、双葉地方の住民が安心・安全に生活できる環境を確保し、生活基盤を支える重要な事業でもあることから、地域の状況等を踏まえ、国が主体となって事業実施を継続するとともに、必要な予算を十分に確保すること。

(3) 双葉地方郡立診療所の運営支援

東日本大震災及び原子力災害により、双葉地方から多くの住民がいわき地方に一斉に避難したことにより、いわき市内の医療機関がひっ迫・混乱し、いわき市民の医療受診環境に支障をきたしたことから、双葉地方広域市町村圏組合がいわき市内の復興公営住宅敷地内に「郡立診療所」を開設した。避難者等の心身両面のケアを図り安心できる健康管理が引き続き行えるよう、運営支援の財源確保を継続的に行うこと。

17 双葉地方の復興に向けた道路の復旧・整備 【復興庁、国土交通省】

(1) 常磐自動車道の4車線化

常磐自動車道は、双葉地方の復旧・復興を推進するために必要な基幹的インフラであり、廃炉作業の進展等の原発事故に起因する諸課題の解決、福島イノベーション・コースト構想の推進、国際研究産業都市形成、福島国際研究教育機構の整備と研究タウンの整備等の推進にも必要不可欠である。

双葉地方の復興に向けた環境整備といった観点にとどまらず、福島県浜通り地方を始め、東北地方の太平洋沿岸部の高速交通体系の形成を図る上からも重要な路線であることから、国は、暫定2車線区間を4車線化するよう、必要な準備を進め、早期に整備できるよう取り組むこと。



(2) (仮称) あぶくま横断道路の整備

双葉地方と中通りを結ぶ高速道路体系が未整備のため、東日本大震災及び原発事故発生時、狭隘な国道等が大渋滞し、速やかな避難に重大な支障をきたした。

このような状況において、福島県新広域道路交通計画の構想路線である「(仮称) あぶくま横断道路」については、今後の双葉地方の復興、福島イノベーション・コースト構想の推進、福島国際研究教育機構の着実な発展、産業集積拠点間とのネットワーク形成及び物流の安定確保を始め、県内各地域との広域連携の促進に寄与するものであり、また、緊急時の命を守る道（避難、救命救急、防災、災害復旧等）の確保としても重要なものであることから、国は、安全で信頼性の高い新たな高規格道路として、早期に調査路線に位置づけ、必要な準備作業に取り組み、整備促進を図ること。

(3) 国道 6 号の整備

双葉地方の主要道路である国道 6 号については、復興事業に伴う大型車の交通量が多く、車両のすれ違いの際に危険を感じる場面があることから、道路交通の安全安心の確保の観点から改善が必要であり、また、福島イノベーション・コースト構想の推進や福島国際研究教育機構の着実な発展に必要となるアクセス基幹軸としての役割を強化する観点からも改善が必要であることから、国は、4 車線化を含めた拡幅等の措置を行うこと。

(4) ふくしま復興再生道路等の復興を支援する道路の整備

ふくしま復興再生道路等の道路の整備については、県内各地域との交通ネットワークの形成、物流の安定確保による地域経済の発展や、避難住民の帰還を推進するなど、復興を加速化させるために必要不可欠であるが、事業が着手して間もない箇所も存在していることから、国は、早期整備を進めるとともに、復興事業が完了するまで必要な予算を確保すること。

また、復興再生道路指定区間外においても線形不良箇所・幅員不足箇所等がまだ多数あり、復興事業により大型車の交通量が増大し、一般車両の走行安全性確保が喫緊の課題となっていることから、指定区域外の道路構造の改善を図る整備を促進するとともに、必要な予算を確保すること。

【整備が必要なふくしま復興再生道路】

国道114号、国道288号、国道399号、国道349号

県道小野富岡線、県道吉間田滝根線

【復興を加速化させるために整備が必要な道路】

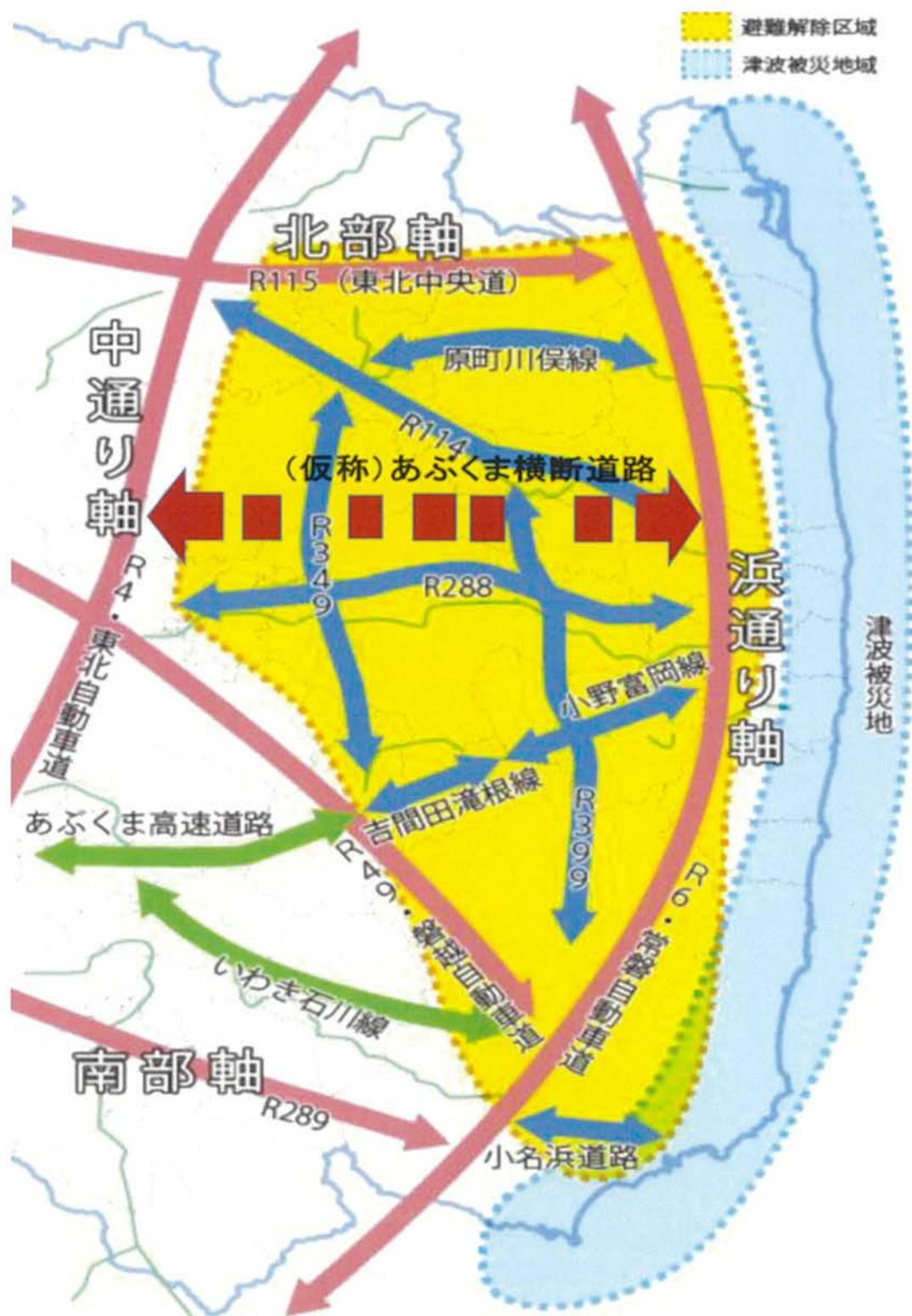
- ・県道広野小高線
- ・県道浪江三春線
- ・県道浪江鹿島線
- ・県道いわき浪江線
- ・県道小良ヶ浜野上線
- ・県道落合浪江線
- ・県道幾世橋小高線
- ・県道井手長塚線
- ・県道富岡停車場線
- ・県道長塚請戸浪江線

(5) 生活環境の改善に資する道路の整備

双葉郡の道路の整備については、復興の進捗に伴い、新たに発生する課題等への対応も必要となっているところであります、地域住民の安全で安心な暮らしを守るために、国は、救急医療や消防活動、さらには通勤・通学などにおいて、地域の課題となっている狭小道路の拡幅整備や、生活道路網の新設整備等を促進するとともに、必要な予算を確保すること。

- ・県道上戸渡広野線
- ・県道小塙上郡山線
- ・県道富岡大越線
- ・県道常葉野川線

【(仮称) あぶくま横断道路のイメージとふくしま復興再生道路】



【復興加速化のため整備が必要な道路及び生活環境の改善に資する道路】



(6) インフラ整備時に発生する土壤等の処理

双葉地方では、インフラ整備時の建設発生土や立木等に含まれる放射線物質濃度が高い場合が多く、その処理に支障をきたし、インフラ整備が進まない状況がある。

双葉地方の復旧・復興を加速化させるため、国が主体的に責任をもって、事前に除染する体制や発生した土壤を確実かつ速やかに処理する体制を構築すること。

(7) 社会資本整備総合交付金（復興）等における財源の確保

双葉地方は、今後も継続して社会資本の整備に中長期的に対応していくかなければならないことから、第2期復興・創生期間終了以降も社会資本整備総合交付金（復興枠）及び震災復興特別交付税措置の継続を図り、復興事業が完了するまで必要な予算を確保すること。

(8) 通常事業（一般会計）における財源の確保

双葉地方は、今後も継続して社会資本の整備に中長期的に対応していくかなければならないことから、社会資本整備総合交付金（通常分）や防災・安全対策交付金等の通常事業に係る財源を十分に確保すること。

特に、防災・減災が主流となる社会の構築のため、抜本的かつ総合的な防災・減災対策や、「予防保全」への本格的な転換が急務であることから、防災・減災や長寿命化対策に要する財源について十分に確保すること。

18 JR常磐線の機能強化と高速化【復興庁、国土交通省】

JR常磐線は令和3年に全線が再開通し、福島イノベーション・コスト構想の推進や移住定住促進・交流人口の拡大等を進めるためのインフラ基盤として、重要な役割を担っている。

また、今後は、福島国際研究教育機構の着実な発展にも重要なものとなることから、新型車両の導入や特急列車の高速運行により首都圏や仙台圏との交流移動のスピードアップを図るなど、JR常磐線の機能強化と高速化が必要不可欠となる。

このため、国においては、今後の復興を見据えてJR東日本を支援すること。

19 高速道路無料化措置の延長【復興庁、国土交通省】

高速道路無料措置については、避難者の一時帰宅等の生活再建に向けた移動の支援や帰還に向けた避難先との行き来に必要であることから、國の方針を踏まえながら、2024年4月以降も延長を行うこと。

20 常磐自動車道いわきJCT付近へのガソリンスタンド設置 【復興庁、国土交通省】

常磐自動車道にガソリンスタンドが設置されているサービスエリアは県内には1か所のみであることから、常磐自動車道の利用者が安心して走行できるよう、いわきJCTから上り・下り方面ともに一定範囲にガソリンスタンドを具備したサービスエリア等を設備し、利用者の安心・安全の確保と利便性向上を図ること。

21 農林水産業の復興・再生への支援 【内閣府、復興庁、農林水産省、環境省】

(1) 農業・農村再生のための必要な予算の確保

双葉地方における帰還促進や営農再開、農村コミュニティの再構築など、農業・農村の再生には、まだまだ多くの時間を要する。

国は、再び農業者が安心して営農再開できるよう支援するとともに、農地集積の更なる促進や大区画化・汎用化に向けた圃場整備、さらには農産物高付加価値化推進や6次産業化・大規模経営、営農人材の確保についての支援など、第2期復興・創生期間以降においても、復興が成し遂げられるまで、必要な予算を確保するとともに、補助金の執行に際しては、地域事情を的確に捉え、引き続き、柔軟かつ切れ目ない対応をすること。

(2) 農林畜産業への支援

国は、双葉地方の阿武隈中山間地域の復興のため、一部取り組まれている農林畜産事業の支援の充実と食農連携拠点形成への仕組みづくりを進めるとともに、財政支援を行うこと。

また、畜産業の再生を図るため、飼料作物等の栽培を含めて耕畜連携を進めるために必要な知見の共有と財政支援を行うこと。

(3) 森林・林業再生のために必要な制度と予算の確保

原子力災害の影響を最も受けている双葉地方の森林を再生し、林業・木材業の活性化を図るとともに、生活圏の環境を保全する必要がある。

特に広葉樹林については、きのこ原木林等の循環利用が図られるよう計画的な林業再生に向けた取組の促進が必要であることから、国は、各種復興施策について、第2期復興・創生期間以降も必要な予算を確保すること。

また、森林資源の活用拡大や新素材技術開発・新産業創出等の施策展開を図り、中山間地域の復興を推進すること。

(4) 水産業再生に係る取組の強化

双葉地方の水産業は、これまで長い期間にわたり極めて厳しい状況下に置かれてきたところであり、水産業の復興に向けては、水産業に関わる事業者、特に若い担い手が将来にわたって安心して事業を営むことができるよう、水揚げされた水産物が適正な価格で取引され、売り切ることができる環境づくりが重要である。

そのような中、ALPS処理水の処分による新たな風評被害が懸念されるなど、双葉地方の水産業の復興に不安を感じざるを得ない状況であることから、国が前面に立ち、操業拡大に取り組む漁業者や新規就業者等への手厚い支援、消費者に向けた理解促進等の取組、資源管理と栽培漁業等への支援など、生産から流通・消費に至る水産業全体を捉えた強力な対策を講じるとともに、水産業が復興を成し遂げるまで長期にわたり十分な予算を確保すること。

(5) 水田活用の直接支払交付金の見直し

双葉地方は、農業者の帰還促進や新規参入者の支援、一定期間の農地の保全管理の実施など営農再開に向けて、段階的に取り組んでいるところであり、原子力災害被災地域の特殊な実情を考慮し、営農再開までの間は、交付対象水田の見直し対象としないなどの特例措置を講じること。

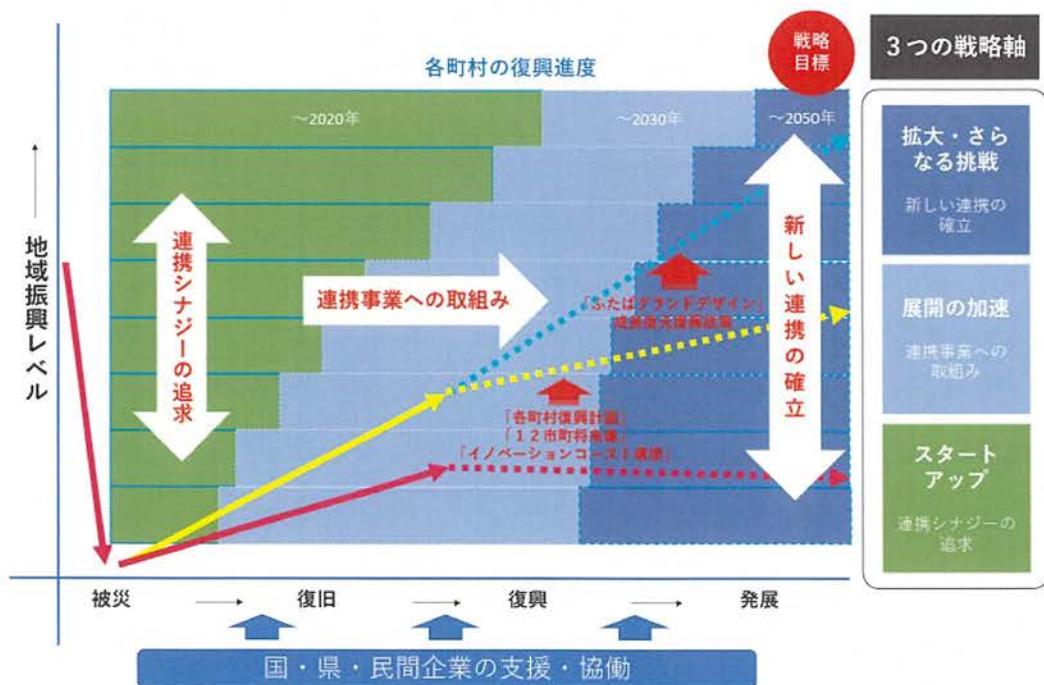
22 ふたばグランドデザインへの支援

【内閣府、復興庁、総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

双葉地方では、「震災前以上の繁栄を遂げられる地域」の達成を目指し、双葉郡が一体となり「ふたばの思いはひとつ」のもと「明るい未来の双葉郡」を自ら思い描き、希望をもって進んでいけるよう「連携」をキーワードとした「ふたばグランドデザイン」を策定したところである。

当デザインは長期にわたる構想であることから、国においては段階的に様々な分野で必要な支援を行うこと。

双葉8町村の長期ビジョンのイメージ



23 風評払拭・風化防止対策の強化

【内閣府、消費者庁、復興庁、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、観光庁、環境省】

東日本大震災及び原子力発電所事故から12年余が経過したが、いまだ根強く残る風評は双葉地方の移住・定住や産業発展の障害となっており、引き続き長期にわたる取組が不可欠であることから、国は、風評払拭への取組に対する必要な財源を十分に確保すること。

特に、農林水産物の販路回復や国内外からの観光誘客の促進、ホーリーリズムや教育旅行の定着等に向けた継続的な取組が重要であることから、十分な財源の確保を継続すること。

また、地域情報発信交付金（地域魅力向上・発信支援事業）については、市町村が創意工夫し、地域産品等への風評払拭を促進するために取組む事業であることから、自治体の自主性や判断を尊重し、対象事業を幅広く認め、必要な支援を柔軟に行うこと。

さらに、東日本大震災及び原子力災害の発生から12年が経過したことにより、未曾有の複合災害により平穏な生活が失われた双葉地方の住民や懸命に復旧・復興に取り組んでこられた方のこれまでの思いや記憶などが風化しつつあることから、風化防止対策への取組についても支援を継続するとともに、必要な予算を確保すること。

24 原子力損害賠償の確実な実施【復興庁、経済産業省】

(1) 被害者の視点に立った親身・迅速な賠償の実施

中間指針第5次追補の決定を踏まえ、被害者に対し迅速かつ円滑に賠償がなされるよう東京電力に対し指導を行うこと。

また、被害者からの相談や賠償請求に丁寧に対応するなど、被害者の立場に立った取組を徹底し、生活の再建や事業の再建につながる賠償の確実な実施、賠償額差の是正等、個別具体的な事情による損害に対し、親身且つ迅速に対応をするよう東京電力に対し指導を行うこと。

(2) 消滅時効への対応

すべての被害者が賠償請求の機会を失うことのないよう、東京電力に対し、将来にわたり消滅時効を援用せず、損害がある限り最後まで賠償を行うよう指導すること。

25 原油価格高騰に対する支援

【復興庁、経済産業省、資源エネルギー庁】

昨今の原油価格の高騰は世界経済へ大きな影響を及ぼしているが、双葉地方はいまだ復興の道半ばであり、多くの復興関連車両の運行が必要であるため、ガソリン・軽油等の価格高騰はインフラ整備等の復興に向けた各種事業の足かせとなってしまう恐れがある。

また、双葉地方は高齢者が多く、灯油価格の値上げ・高止まりは経済的負担を強いることになり、生活に大きな影響を与える。

国においては、地方の実情を踏まえ、原油価格高騰に対する支援を行うこと。

26 復興・再生に向けた治安・消防体制の強化

【復興庁、消防庁、警察庁】

(1) 復興再生に向けた治安の維持

特定復興再生拠点区域のインフラ整備や復興の進捗にあわせた交通量の変化に適切に対応するため、国は、交通安全施設の整備に必要な予算を確保すること。

また、避難指示解除等による住民の帰還が進む一方、帰還困難区域における窃盗などの犯罪が未だ発生していることから、被災地域の情勢変化に応じた治安維持や多岐にわたる警察活動の組織体制強化を継続的に図るとともに、必要な予算を確保すること。

(2) 消防体制の維持強化の支援

避難指示解除等区域の消防・救急については、今もなお十分な体制が整っていない状況であるため、双葉地方の安全・安心を確保するため、国は消防体制の維持・強化について財政支援を行うこと。

(3) 避難指示区域内等での消防活動に対する財政支援

帰還困難区域等で火災が発生した場合、大規模化することが懸念され、県内外の消防本部に応援を求める必要が生じるとともに、防護服やスクリーニングなどが必要になることから、国は、訓練活動を含め、避難指示区域内での消防活動に対する原子力災害避難指示区域消防活動費交付金について、十分な予算を確保すること。

27 コミュニティの復興と伝統芸能の復活等への支援 【復興庁、文部科学省】

(1) コミュニティの復興支援

双葉地方の多くの住民は、原子力災害により避難を余儀なくされ、震災前の地域コミュニティを失い、新たな環境下での生活を強いられている。「ふるさとに帰還しての生活」「避難先の土地での生活」のどちらであっても、新たな環境下でのコミュニケーションづくりに苦労している状況であり、また、「ふるさとに帰還しての生活」においては、新たに移住された方との地域コミュニティの形成も求められていることから、それぞれの状況下での新しいコミュニティづくり活動を支援するため、国は、サポート人材への支援を図るとともに、必要な予算を確保すること。

(2) 芸能文化の復活・活動支援

原子力災害により、ふるさとを喪失し、コミュニティが崩壊したことから、地域の協働活動が極めて困難な状況に陥っている。

特に、伝統芸能文化の担い手は、まさに地域コミュニティの構成員である住民であったが、地域コミュニティの崩壊により、芸能文化が途切れてしまったところがある一方で、お互いの避難先が分散しても芸能文化の復活に取り組んでいる地域もある。

芸能文化の復活は地域コミュニティの再生の力にもなることから、国は、今後の活動の継続支援と芸能文化の復活再生を支援する仕組みを構築するとともに担い手づくりを支援すること。

また、これらの支援に必要な予算を確保すること。

28 避難者等に対するきめ細やかな支援

【内閣府、復興庁、厚生労働省】

(1) 避難者の生活再建支援

東日本大震災及び原子力災害による避難者が、今後の生活の見通しを立てることができるように、応急仮設住宅（賃貸型応急仮設住宅等を含む）から安定した住宅への円滑な移行支援などについて、国が前面に立って取り組むこと。

長期にわたって維持管理ができない住宅は解体し、宅地周囲の環境を継続的に維持するとともに、被災者生活再建支援制度や税制特例等の支援措置を継続すること。

(2) 応急仮設住宅の供与期間の延長等

避難指示が継続している区域等の避難者が安定して居住できる環境が確保されるまで、国は、災害救助法による応急仮設住宅の供与期間の適切な延長を行うこと。

また、避難の長期化に伴う生活環境の変化の実情を踏まえ、賃貸型応急仮設住宅間の住み替えについて、引き続き災害救助法の柔軟な運用を図ること。

さらに、応急仮設住宅の供与期間の延長も踏まえ、国による東京電力への指導を含め、住宅の確保等において不均衡が生じないよう必要な措置を講じること。

(3) 健康管理に関する支援

原子力災害発生時において、住民の一部は放射線量の高い地域へ避難するなどの影響で、将来の健康に対する不安が高まっていることから、国は、がん検診をはじめとする各種健康診断等の受診率向上を図るため、双葉地方の町村に対する財政支援を継続するとともに、各町村が実施するホールボディカウンターの運用に係る経費についても十分な財政支援を継続し、住民の健康不安解消に向けた体制の強化を図ること。

また、長期にわたり避難生活を余儀なくされている住民等への健康支援活動等に従事する保健師等の確保について、支援を強化すること。

また、長期にわたる避難生活により、強いストレス状態にある避難者等の心のケアについて、医療人材の確保も含め持続的に対応できるよう必要な予算を確保すること。

(4) 双葉郡外への避難者に対する支援

被災者の避難先は全国に及んでおり、避難生活が長期化していることから、すべての避難先において安心して暮らすことが出来るよう、避難者支援を行う受け入れ自治体、民間団体に対する財政措置を継続すること。

(5) 帰還意向のある住民への支援の強化

昨今の物価高に伴い、住宅の建築単価が震災前に比べて高騰していることから、帰還困難区域を抱える町村においては、帰還して住宅再建を望む住民の経済的負担が非常に大きなものとなっている。

こうした状況から、国は、帰還意向のある住民の生活再建の後押しとなるよう、支援の強化を図ること。

福島県双葉地方町村長名簿

町村名	氏 名	備 考
葛尾村長	篠 木 弘	会 長
大熊町長	吉 田 淳	副 会 長
広野町長	遠 藤 智	
楢葉町長	松 本 幸 英	
富岡町長	山 本 育 男	
川内村長	遠 藤 雄 幸	
双葉町長	伊 澤 史 朗	
浪江町長	吉 田 栄 光	